

自然環境の概要

自然環境

◆ 気象

本市の気候は温暖寡雨な瀬戸内海性気候であり、晴天日数は概して多く、降雨・降雪は比較的少ないです。年平均気温は16°C前後で、山地部はこれより1～2°C低くなる傾向があります。

年間降水量は900～1,600mm程度であり、冬期は概して降水量は少ないです。

◆ 地質・地形

地形的には、東側より和泉葛城山（標高858m）を最高標高地点として神於山付近までが山地部、そこから久米田池付近までが標高50～100m程度の丘陵部、丘陵部から南海線付近までが標高10～50m程度の台地部となっています。さらに、台地部と埋立地との間に帶状に標高10m以下の三角州・後背湿地が広がっています。

また、地質は、沖積層、低位段丘堆積層、中位段丘堆積層、高位段丘堆積層、大阪層群、和泉層群、泉南酸性岩類及び花崗・片麻岩類等により形成されています。

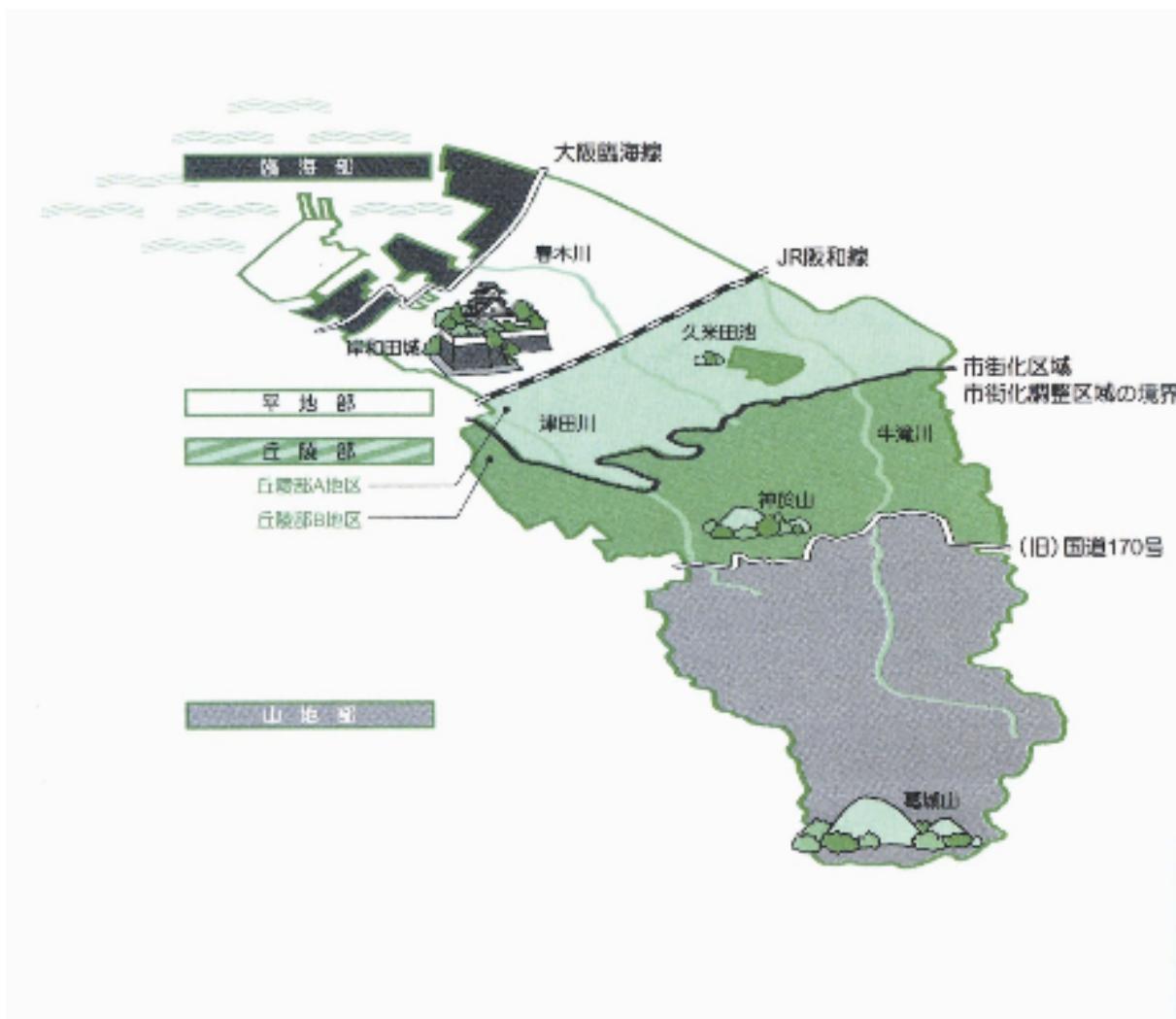
◆ 動植物の状況

本市は、和泉葛城山の一部にブナクラス域の植生がみられる以外は、その大部分がヤブツバキクラス域に含まれています。

ブナクラス域の植生としては、和泉葛城山の山頂付近のシラキーブナ群集のみがみられます。ヤブツバキクラス域の植生としては、アラカシ群落、ヤブムラサキコナラ群集、モチツツジーアカマツ群集、ネザサーススキ群集、クロマツ群落などがみられます。

本市では、古くから人の手が加えられてきたために、まとまった自然植生としては和泉葛城山頂付近のブナ林（シラキーブナ群集）や牛滝のカシ林（シラカシ群集）、意賀美神社のシイ林などがあるほか、各地の社寺林や渓谷林などに自然に近い林が見られるのみです。多くの地域はモチツツジーアカマツ群集やスギ・ヒノキ植林地などの代償植生となっており、また管理が行き届かなくなったモウソウチク林が広がっているのも目立ってきます。

本市に係る植物及び動物に関する情報を重ね合わせることにより、植物（種、群落等）及び動物（哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、淡水魚類、昆虫類及びこれらの生息地）について、市域を大きく4地域に区分し、区分ごとに考察を行いました。



(ア) 山地部

■ 地域の位置づけ

本地域は、そのほぼ全域が和泉葛城山の山体であり、樹林を主体とする植生域で覆われています。

これらの植生域は、大部分が二次林や針葉樹林の代償植生ですが、一部には、和泉葛城山山頂部のブナ林や、牛滝山大威徳寺周辺の照葉樹林といった、注目すべき植生域も含まれております。また、生育する植物種をみても、ブナ等の冷温帶性の植物種やシラカシ、アラカシ等の暖温帶性の植物種、多くのラン科植物等、注目すべき植物種をはじめとする多種多様な植物種を包含しています。そこに生息する動物種は、ホンドタヌキ、ニホンイノシシ等の広い行動圏を持つ中・大型哺乳類やブナ林を特徴づける種（オオアカゲラ、ブナアオシャチホコ等）、照葉樹林を特徴づける種（クロシオキシタバ等）、また、良好な河川環境に生息する種（ゲンジボタル、カジカガエル等）といった、多種多様な動物相が成立しています。

以上のように、本地域は、広い範囲のまとまりある樹林域の中に暖温帶林から冷温帶林までを含み、そこに生育する動植物も、生育環境の多様性を反映して多種多様なものが生育し、市域では動植物の量・質ともに最も豊かな地域です。

■環境保全の方向性

本地域は、先に述べたように、市域の中では最も自然環境が豊かな地域であり、また、自然保護等に関わる地域地区指定の状況をみても、国定公園区域、天然記念物（区域指定）等に指定されているところも多くあります。

以上のことから、本地域は、本市の中でも植物の生育環境として最も重要な地域であり、環境の保護・保全が望まれる地域です。

（イ）丘陵部

■地域の位置づけ

本地域は、全域が多くそのため池群を含む丘陵地帯であり、その大部分が常緑果樹園、水田等の農耕地として利用されています。

しかし、これらの中には、大阪府の自然環境保全地域に指定されている意賀美神社をはじめとする市域の原植生を留める社寺林、神於山等のアカマツ、コナラ等の二次林、整備されていないため池や休耕田といった比較的自然性の高い植物の生育地が存在しており、そこでは、カギカズラ、ツルコウジ、コクラン等の注目すべき植物種も生育しています。

以上のように、本地域は、面的広がりを持つ神於山をはじめ、積川神社等のような点的ではあるものの良好な環境が残されており、里山的な環境を有する地域と考えられます。そして、そこには豊富とまではいえないものの、注目すべき植物種の生育もみられます。動物では、特にオオタカ、フクロウ類等の猛禽類や、サギ類、カモ類等の水辺の鳥類、ナニワトンボ、ベニイトトンボ等の水生昆虫類を主体とする多くの昆虫類等の動物が生息しています。

■環境保全の方向性

本地域は、先に述べたように、植物についてみると、自然植生と代償植生が混在している地域です。また、自然保護等に関わる地域地区指定の状況をみると、意賀美神社が自然環境保全地域の指定を受けているほかは、直接的に自然環境を保護するための地域地区指定はなく、風致地区、都市計画公園等の指定が部分的になされている程度です。

以上のことから、本地域は、人為的環境と自然環境の保全のバランスを考えながら、神於山を核として、樹林、農耕地とため池がおりなす里地里山の自然環境を可能な限り大きなまとまりとして保全を図り、また、自然環境の乏しい地域については、部分的に環境の回復を図ることを考慮すべき地域です。

（ウ）平地部

■地域の位置づけ

本地域は、ほぼ全域が住宅地や商業地等の市街地です。

この中には、まとまりのある自然環境は存在せず、わずかに市域の原植生を留める社寺林等が点的に存在するにすぎず、動植物の生育環境としては、これら自然環境よりも、公園や緑地等の人の手が加わった環境が多くなっています。これらの場所では、地域古来の植物種よりも、帰化植物が多くみられます。動物についても似た状況にありますが、わずかに残るため池ではコオイムシ等の希少種も見つかっています。

以上のように、本地域は、強度に人の手が加えられた市街地域であり、動植物の生息環境とし

ての自然環境に乏しい地域ですが、それでも、ため池、社寺林等にはわずかに良好な環境も残されています。

■環境保全の方向性

本地域は、先に述べたように、植物についてみると、良好な自然環境とは言い難い状況です。また、自然保護等に関わる地域地区指定の状況をみても、自然公園、自然環境保全地域等の直接的に自然環境を保護するための地域地区指定はなく、部分的に都市計画公園の指定がなされている程度です。

以上のことから、本地域は、点的に分布する良好な自然環境は厳に保護するとともに、公園整備等に際して動植物の生育環境の積極的な回復を図るべき地域です。

(エ) 臨海部

■地域の位置づけ

本地域は、全域が埋立地に立地する工業地等です。

この中には、まとまりのある自然環境や、市域の原植生を留める社寺林等は存在せず、植物の生育環境としては、造成地等の人為的環境が多くなっています。これらの場所では、地域古来の植物種よりも、帰化植物が多くみられます。また、コアジサシなどの鳥類の繁殖地が一部に見られます。

以上のように、本地域は、強度に人の手が加えられた地域であり、動植物の生育環境としての自然環境に乏しい地域です。しかしながら、阪南2区に設けられた人工干潟には、ボラ、チチブ、ヒメハゼ、クサフグ、イシガレイなどの魚類、アサリ、アカニシなどの貝類、イシガニ、コブヨコバサミ、ユビナガスジエビなどの甲殻類など多くの水性生物が生息しています。環境省レッドリストで準絶滅危惧（NT）となっているウミニナの生息も確認されています。

■環境保全の方向性

本地域は、先に述べたように、植物についてみると、良好な自然環境とは言い難い状況です。また、自然保護等に関わる地域地区指定の状況をみても、自然公園、自然環境保全地域等の直接的に自然環境を保護するための地域地区指定はなく、都市計画公園の指定も1ヶ所しかありません。

以上のことから、本地域は、港湾緑地等の整備に際して植物の生育環境の積極的な回復、水鳥等の繁殖地や越冬地となっている水域の保護を図るべき地域です。

自然環境の保護・保全

自然環境

◆ 自然公園法（国定公園）

自然公園法に基づき、傑出した自然景観の保護とその利用を図るなどの目的で指定される自然公園のひとつで、国立公園の風景に準ずる優れた自然の風景地として指定される公園です。本市市域では、平成8年10月2日金剛生駒紀泉国定公園の指定を受けています。

指 定 区 分	指 定 区 域	面 積
特 別 地 域	大沢町及び塔原町の各一部 (A= A1+A2+A3)	655ha (A)
特別保護地区	塔原町の一部 この地域は、標高における分布上の南限地帯に近い和泉葛城山頂のブナ自生地帯。近年、周辺部から枯損が進行しつつあるため、植生の保護を図る必要がある重要な地区。	5ha (A1)
第1種特別地域	大沢町及び塔原町の各一部 (A2= A21+A22) 塔原町の一部 ブナ林の周辺森林であり、一部広葉樹林内にはブナの若木も見られ、山頂ブナ林保護増殖の緩衝地帯として重要である。 大沢町の一部 大威徳寺を中心とするV字谷の両側斜面に生育するシラカシを優先種とする自然林は、この地域の本来の自然植生である常緑広葉樹林をよく残しており、特定植物群落にも選定されるなど学術的にも価値の高いものである。	38ha (A2) 16ha (A21) 22ha (A22)
第3種特別地域	大沢町及び塔原町の各一部 スギ、ヒノキ等の人工林や、アカマツ、コナラ等の二次林が多くを占め、自然度の高い植生は概して少ないが、都市近郊の貴重な自然空間或いは自然景観として親しまれるとともに、特別保護地区、第1種特別地域の緩衝地帯としての役割も果たしており、人工林の育成による林業活動の展開と調整しながら風致景観の適切な保全を図っていく。	612ha (A3)
普通地 域	塔原町の一部 国定公園のうち特別地域以外の地域	5ha (B)
市 域 指 定 地 域 合 計 (A+B)		660ha

◆ 森林法（保安林）

森林法に基づいて保安林制度が設けられています。森林には、水源のかん養や山地災害の防止などの機能があります。森林の中で、環境保全に対して重要な役割を果している森林を保安林に指定し、森林の働きが失われないように伐採を制限したり、適切に手を加えたり、期待される働きを維持できるよう必要な管理を行っています。ここでは本市で指定されている保安林について紹介します。まず、和泉葛城山周辺を中心に水源かん養保安林（下記のア参照）、保健保安林（イ参照）、土砂流出防備保安林（ウ参照）、土砂崩壊防備保安林（エ参照）の指定を、牛滝付近及び神於山の一部が風致保安林（オ参照）の指定を受けています。

ア. 水源かん養保安林

水源地の森林が指定されます。雨を蓄え、ゆっくりと川に流すことで、いつも平均した川の流れを保ち、安定した水の確保に効果を発揮します。また、洪水や渇水を防止する働きがあり

ます。

イ. 保健保安林

森林レクリエーション活動の場として、生活にゆとりを提供します。また、空気の浄化や騒音の緩和に役立ち、生活環境を守ります。

ウ. 土砂流出防備保安林

樹木の根と地面を覆う落ち葉や下草が、雨などによる表土の侵食、土砂の流出、崩壊による土石流などを防ぎます。

エ. 土砂崩壊防備保安林

山地の崩壊を防ぎ、住宅や鉄道、道路などを災害から守ります。

オ. 風致保安林

名所や旧跡、趣のある景色などを保存します。

◆ 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（近郊緑地保全区域）

この法律は、近畿圏の建設とその秩序ある発展に寄与するため、近郊緑地の保全その他保全区域の整備に関し特別の措置を定め、保全区域内における文化財の保存、緑地の保全又は観光資源の保全若しくは開発に資することを目的とします。岸和田市では、和泉葛城近郊緑地保全地区が指定されています。

また、第8条第1項に基づき、近郊緑地保全区域内において建築物等の設置、宅地等の造成、木竹の伐採などの行為を行う場合は、大阪府知事への届出が必要です。知事は助言又は勧告を行うことができます。

◆ 鳥獣の保護等に関する法律（鳥獣保護区等）

鳥獣の保護繁殖を図るため、鳥獣保護法に基づき鳥獣保護区が設定されています。

本市においては、和泉葛城山山頂部から大威徳寺を経て大沢町に至る牛滝川沿いの地域が葛城牛滝鳥獣保護区及び和泉葛城ブナ林鳥獣保護区に、市域中央部の丘陵地帯の広い範囲が岸和田銃獵禁止区域、海岸寺山銃獵禁止区域及び岸和田東銃獵禁止区域に指定されています。

◆ 都市計画法（風致地区）

風致地区は、都市の風致を維持するために、都市計画法によって定められた地区です。近年、各種開発によって著しく都市の自然が失われつつありますが、樹林地、丘陵地、水辺地等の良好な自然的景観に富んでいる区域や、良好な住環境を維持している区域、古墳等の歴史的意義のある区域などを風致地区として指定し、これにより生活にうるおいを与え、緑に富んだ快適な都市環境を維持しようとするものです。

本市においては、丘陵地帯北部に久米田風致地区（252ha）、焼ノ山風致地区（102.5ha）、中島池風致地区（28ha）及び海岸寺山風致地区（170ha）の4ヶ所が風致地区の指定を受けています。

◆ 文化財保護法等（史跡・名勝・天然記念物）

史跡については 24 件、名勝は 4 件、天然記念物は 14 件、それぞれ指定されています。

史 跡	国指定	1. 摩湯山古墳
	府指定	2. 久米田寺境内 3. 久米田池 4. 岸和田城跡 5. 池田王子跡
	市指定	6. 志阿弥法師塚古墳 7. 女郎塚古墳 8. 風吹山古墳 9. 無名塚古墳 10. 貝吹山古墳 11. 光明塚古墳 12. 大山大塚古墳 附捕鳥部萬墓 13. 義犬塚古墳 14. 光忍上人塚古墳 15. 岡山御坊跡 16. 岸和田藩薬園跡 17. 岸和田城堀口御門跡 18. 紀州街道本町一里塚跡 19. 岸和田城防潮石垣跡 20. 岸和田藩校跡 21. 神於寺跡 22. 岸和田藩主松平康重墓（光明寺） 23. 岸和田藩主岡部家累代の墓（泉光寺） 24. 小金塚古墳
名 勝	国指定	1. 岸和田城庭園（八陣の庭）
	府指定	2. 久米田池 3. 牛滝山
	市指定	4. 五風荘庭園
天然記念物	国指定	1. 和泉葛城山ブナ林
	府指定	2. 山直大嶋邸のびやくしん
	市指定	3. 円教寺の蘇鉄 4. 兵主神社社叢 5. 夜疑神社社叢 6. 土生神社社叢 7. 西向寺のいぶき 8. 奥家の棕 9. 稲葉町菅原神社社叢 10. 稲葉町薬師堂跡の榧 11. 積川神社の棕 12. 意賀美神社社叢 13. 山直神社社叢 14. 大沢神社の杉

◆ 大阪府自然環境保全条例（自然環境保全地域・第 28 条協定）

自然環境の適正な保全を総合的に促進するために、大阪府自然環境保全地域として意賀美神社 1.32ha が指定されています。

また、自然環境に影響を及ぼす行為で、規則に定める 1 ha 以上のゴルフ場建設や住宅地造成などをを行うときは、自然環境の改変を最小限にとどめ、自然環境の回復を図るため、大阪府と行為者が協力して最善の措置を講じ、良好な生活環境の確保のために、大阪府自然環境保全条例第 28 条の規定に基づき協定を締結します。この協定の締結に当たっては、本市は大阪府に対して必要な意見を述べることができます。平成 26 年度中に締結された協定は 1 件です。

◆ 岸和田市環境保全条例（第 77 条 現状変更行為の届出）

都市計画法に規定する市街化調整区域において、自然環境に影響を及ぼす行為で規則に定める 1,000 m² 以上の駐車場や資材置き場の建設、宅地造成などを行うときは、自然環境が持つ水源涵養や防災、その他の機能の保全と回復を図るため、岸和田市環境保全条例第 77 条の規定に基づき、あらかじめ行為者は市長へ届け出る必要があります。この届出に対して本市は、条例に定める緑地保全や緑化面積などの基準に適合しない場合の指導などを行います。平成 26 年度中に提出された届出は 4 件です。

神於山保全の取組

自然環境

◆ 神於山保全活動

(1) 神於山の概要

①地形

神於山は市域の中央部に位置する、標高 296.4m の独立峰です。また、神於山は新旧の国道 170 号と、府道岸和田港塔原線、旧牛滝街道に囲まれており、面積は約 180ha です。尾根筋は東西に配列し、最高峰や分水嶺は南に偏っています。南側斜面は急峻ですが、北側斜面は比較的緩やかで、土砂層の谷の侵食が進み、山麓のため池へ注ぐ水路が生じています。

②地質・土壤

神於山は、領家花崗岩類からできています。花崗岩が風化してできた土壤は、谷部を除き乾性褐色森林土（黄褐系）を中心とする構成となっており、近隣の他地域に比べ乾性の比率が高いのが特徴です。

③植生

神於山は、意賀美神社に現存するシイなどの常緑広葉樹林が本来の植生であったと考えられています。しかし、この一帯は居住区に近い場所に位置することから、伐採、耕作など人為的な関わりを受け続けてきたため、現在は、アカマツやコナラを中心とした二次林が植生の中心となっています。

④その他

自然再生推進法に基づく自然再生の対象区域として、神於山全域(約 180ha)が対象となる。

都市計画区域の中の市街化調整区域であり、宅地造成規制法の規制を受けているほか、一部が保安林に指定されています。

ほぼ全域が地域森林計画対象林（保健機能維持増進森林）であり、市有林、学校林、社寺有林及び個人所有林（国有林は含まれず）で構成されます。区域の一部には、スギ、ヒノキの植林地がありますが、林業活動は活発ではありません。

(2) 保全活動の経過

本市では、平成 10 年 3 月に策定した「岸和田市環境計画」の重点的取組の一つに「神於山保全プロジェクト」を位置づけました。その内容は、春木川の源流で、岸和田市のランドマークである神於山を保全し、自然とふれあい、ボランティアの参加の場として市民と行政が協働して活動することを目指すものでした。

平成 15 年 9 月に「神於山及びその周辺の自然環境を保全するとともに、森の産物を資源として活用し、豊かな里山として蘇らせ、地域の活性化を図る」ことを目的に、神於山に関係する地域住民、ボランティア、企業、行政等が集まり、「神於山保全活用推進協議会」（以下、「協議会」という。）が設立されました。

平成 14 年 12 月に、失われた自然環境の再生を目的とした「自然再生推進法」が成立し、協議会はこの法律に則り平成 16 年 10 月に神於山地区約 180ha を対象とする「神於山地区自然再生全体構想」、平成 17 年 6 月には「神於山地区自然再生事業実施計画」を策定、環境省の承認を受け、自然再生事業を開始しました。また平成 24 年 8 月には「神於山自然再生活動指針」を策定し、活

動内容を見直し、環境教育活動の充実などを含めた協議会活動の活性化を目指しています。

協議会では「森・川・海のつながり」「人と自然・人ととのつながり」「里山とまちのつながり」を自然再生全体構想の理念として掲げています。

神於山保全活動の大きな特徴の一つは、多様な団体が活動に参加していることです。しかし、各団体が個別に動くのではなく、その活動は全て協議会に報告されています。

協議会の構成員は、「地域住民団体」「NPOやボランティア団体」「森林所有者」「農業者」「林業者」「漁業者」「CSR活動を実施している事業者」「行政」となっています。

行政の協議会会員として本市の各部課がそれぞれの立場で神於山保全に積極的に参加しているほか、大阪府や環境省、林野庁も加入しています。

(3) 主な活動参加団体

①NPO 法人 神於山保全くらぶ

市の事業として実施した「里山ボランティア育成入門講座」の卒業生が中心となって組織され、平成19年4月には「特定非営利活動法人」としての認証を受けています。

市有地内の約4.3haを中心に、「楽しむ、続ける、拡げる、伝える。」をモットーに、育林、竹林管理、自然調査、里山資源の利用、環境学習、自然啓発など、多岐に渡った活動に取り組んでいます。担当エリアは「WOOD・木・樹（ウッキッキ）の森」の愛称があり、担当エリアでは、暗い森、明るい森、マント群、竹林など、生物多様性に配慮したきめ細やかなエリア分けを行い、それぞれの環境に適した作業が行われています。

現在、会員約90名で「ササユリが咲き、オオムラサキが舞う森」をコンセプトとした活動を行っています。また、里山保全活動の担い手育成のために実施している里山ボランティア育成入門講座や地元小学校による森林保全活動のサポートなど、本市の実施する事業に積極的に参画しています。

②光明連合座中（ざなか）

光明連合座中とは、本市の光明地区の氏神である菅原神社の氏子が集まり、神社の管理、神社の所有する社寺林の管理などを目的とした団体です。

平成15年9月に神於山保全活用推進協議会が設置された当初からの会員です。神於山にヤマザクラを植樹し、毎年2回、社寺林や園路を清掃するなど維持管理を行っています。

③大阪府漁民の森づくり“魚庭（なにわ）の森づくり”協議会

大阪湾を豊かな漁場として育むため、森、川、海を一体として捉え、漁業者、府、市町村、森林関係者、ボランティアが連携をはかりつつ、府内河川上流域に存する森林への植樹・育林活動を通して組織的に漁民の森づくりを行うことを目的として、平成13年12月6日に“魚庭（なにわ）の森づくり”協議会が設置されました。

神於山は春木漁港に注ぐ春木川の源流であることから、主要活動地として選定されました。放置竹林を伐採した後（切り出した竹は大漁旗の竿として利用）、平成15年度の大阪府植樹祭で広葉樹の植樹を行い、その後草刈りや補植を毎年3、4回活動行っています。

④市立修斎小学校

修斎小学校は、平成25年に創立130周年を迎え、民俗学者の宮本常一氏も教鞭をふるったことがある歴史ある小学校です。同校では、従来から環境教育にも力を入れており、校区内にあ

る神於山で自然観察等を行ってきました。

「どんぐりの森（修斎の森）」では、子供たちによる植栽、育林活動を行い、森林の機能について学んでいます。また、里山である神於山と人との関わりや、山での遊び方・楽しみ方を学び、自然に親しむ心を育む環境教育を実践しています。

⑤岸和田市内ロータリークラブ3団体

岸和田市内のロータリークラブ3団体は、神於山の自然再生に賛同し、岸和田市、神於山保全活用推進協議会へ協力しています。各クラブの活動の一環として神於山の自然再生や里山の活用を目的に活動しています。

＜各ロータリーの活動状況＞

- ・岸和田ロータリークラブが淡路島や神戸六甲山を眺められる頂上展望台を設置しています。
- ・岸和田東ロータリークラブが神於山にある休憩所やトイレを改修し、西側斜面にヤマザクラやクヌギなど落葉広葉樹を中心に約400本植樹しています。
- ・岸和田南ロータリークラブは神於山でオリエンテーションができるよう看板を設置しています。

⑥シャープ株式会社

大阪府が仲介して、事業者と森林所有者とを結びつける「アドプトフォレスト制度」活用の大坂府内で最初の事例で、平成18年4月1日、大阪府、本市と調印書を交わしました。

「シャープの森」は、本市有地内に約2.0haの規模をもち（うち新規植栽面積0.7ha、放置林1.3ha）、傾斜約20°の緩斜面地にあります。平成18年度は植林、平成19年度以降は育林や整理伐採を中心とした、「フクロウが棲みつく生物多様性豊かな森」づくりに取り組んでいます。

⑦住友ゴム工業株式会社

神於山における「アドプトフォレスト制度」活用第2号として、平成21年1月15日に大阪府、本市と調印書を交わしました。

住友ゴム工業の「GENKIの森」は、本市有地内に約2.0haの規模をもち（うち新規植栽面積1.0ha、放置林1.0ha）傾斜約20°の緩斜面にあります。平成20～21年度は地拵え、植林を行い、今まで除間伐や下草刈など、“元気な命を育む里山”を目指した育林活動を行っています。

⑧丸紅株式会社

神於山における「アドプトフォレスト制度」活用第3号として、平成23年12月20日にNPO法人 神於山保全くらぶ、大阪府、本市と調印を交わしました。

「丸紅の森」は、本市有地内に約1.0haの規模の放置竹林などを地域のボランティアと協力し、整備し、多くの生き物たちが命を育む元気な森として再生させようと森林保全活動を行っています。地域と連携した「丸紅方式」ともいえる活動の今後のことより一層の展開が期待されます。

実施事業

自然環境

◆ 平成 26 年度実施事業

■里山ボランティア育成入門講座

神於山で里山についての知識と保全管理のための技術習得を目的とした講座を実施しました。

平成 26 年度 6 回開催

■生物多様性地域戦略

生物多様性基本法にのっとり、本市でも生物多様性の保全と持続可能な利用について、目指す方向性や目標を定め、市民、事業者、行政等の各主体の役割を明らかにし、推進するための戦略を策定しました。

<関連する協議会で実施した事業>

■神於山保全活用推進協議会

①合同活動

平成 27 年 2 月 4 日 活動協議部会会員を中心に、活動団体で処理に困っている竹のチップ化を行いました。

②部会活動

神於山自然再生活動指針推進のための検討を重ねました。